

川崎市総合計画 改定案

(抜粋)

令和8(2026)年2月
川崎市

川崎市総合計画改定案

目次

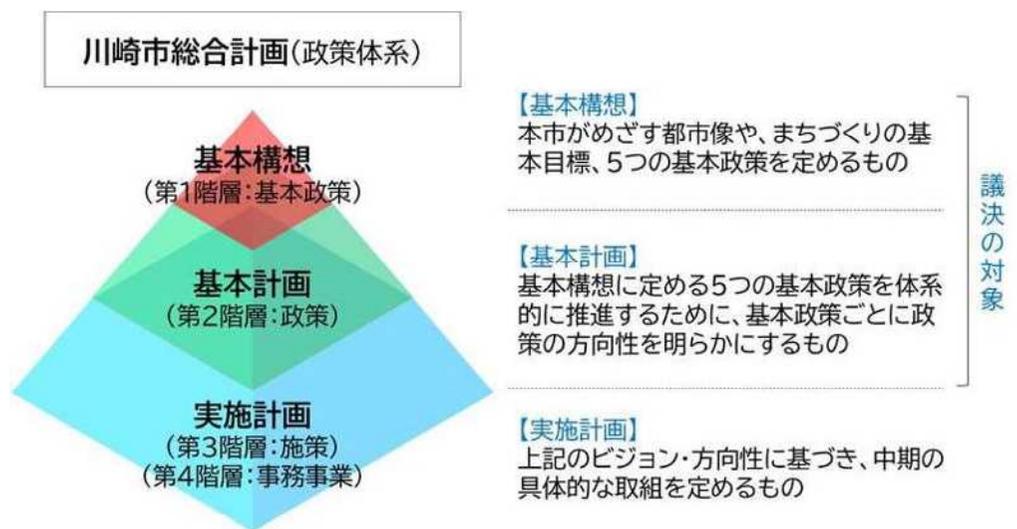
■ 序章	P3
1 総合計画の趣旨	P4
2 総合計画の構成	P4
3 計画期間	P4
4 政策の体系	P5
5 計画改定にあたっての基本認識	P6
6 計画推進に向けた考え方	P12
■ 基本構想	P15
■ 基本計画	P21
■ 第4期実施計画	P27
1 重点的に取り組む課題(テーマ)	P28
2 政策体系別の取組	P32
3 進行管理・評価	P130
4 区のまちづくりの方向性	P132
■ 資料編	P155
1 総合計画改定の経過	P156
2 計画事業費	P158
3 事務事業一覧	P160
4 成果指標一覧	P172
5 総合計画と連携する計画	P188

1 総合計画の趣旨

- 行政が担う分野や役割は多岐にわたりますが、近年、社会経済環境の急速な変化により、行政課題は一層複雑かつ多様化しています。
- こうした中においても、本市が持続的な発展を遂げるためには、限られた財源や人員といった経営資源を有効に活用し、計画的かつ効果的に施策を展開していくことが求められます。
- また、行政だけでは解決が困難な課題に、市民、企業、団体、大学など多様な主体と連携しながら地域社会全体で立ち向かうため、まちづくりのビジョンや方向性を広く共有することも重要です。
- 総合計画は、こうした認識のもと、本市がめざす将来の姿を示し、その実現に向けた取組を体系的にとりまとめた、行政運営の基本となる計画です。

2 総合計画の構成

- 総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とします。
- 「基本構想」では、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を定めます。
- 「基本計画」では、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、政策及びその方向性を明らかにします。
- 「実施計画」では、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めます。また、第4期実施計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとしします。

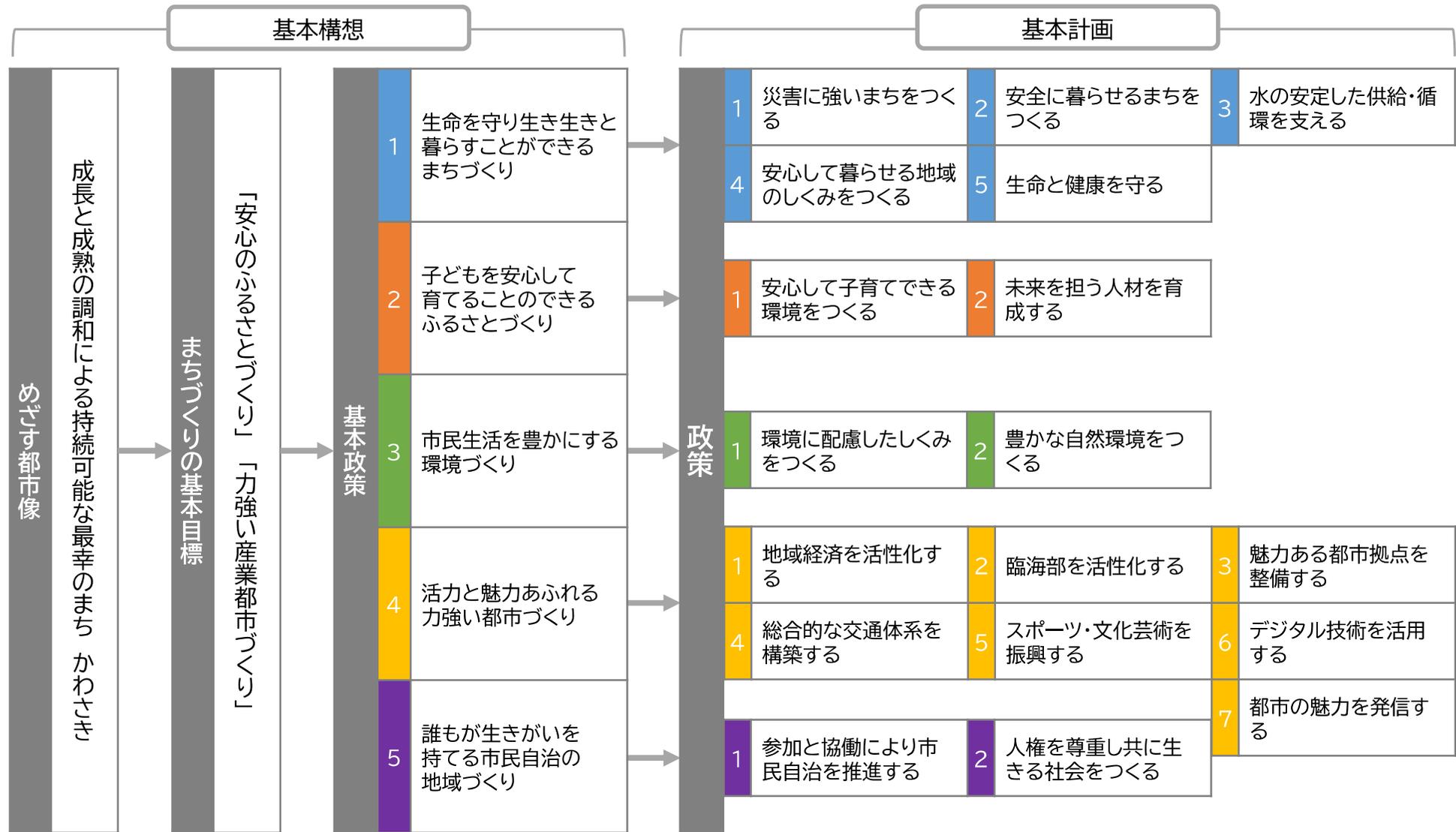


3 計画期間

- 基本構想
計画期間の定めなし
- 基本計画
令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間
- 第4期実施計画
令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間



4 政策の体系



序章
基本構想
基本計画
第4期
実施計画
資料編

※ 「めざす都市像」の「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。
 ※ 5つの「基本政策」と18の「政策」のもとに、「実施計画」で定める48の「施策」と350の「事務事業」が連なります。

(2) 川崎市を取り巻く環境変化と主な課題等

- 少子高齢化や人口減少の進行、社会のデジタル化の加速など、本市を取り巻く環境は急速に変化しています。
- 将来の予測が困難な時代であっても、行政サービスの質を確保し、持続可能な都市の成長を実現するためには、環境の変化を的確に捉え、本市の強みやポテンシャルを最大限に引き出しながら、課題解決に取り組んでいく必要があります。

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編



少子高齢化・人口減少の進行

少子高齢化・人口減少による社会構造の変化を背景に、人手不足をはじめとする深刻な課題が顕在化しています。当面の人口増加への対応に加え、近い将来に予測される急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換を見据え、影響の緩和と変化への適応の両面から、着実に取組を進める必要があります。



都市インフラの老朽化と有効活用

令和12(2030)年度には公共建築物の約76%が築30年以上となります。計画的な大規模修繕や施設更新に取り組むとともに、都市インフラ全体の効率のかつ効果的な維持管理が必要です。また、まちの賑わいや交流の創出に向け、道路や河川、公園など公共空間の一層の有効活用が求められています。



気候変動の深刻化

近年、各地で異常な暑さが観測されるとともに、台風や局地的豪雨による被害が毎年のように発生するなど、気候変動問題は一層深刻化し、市民生活や自然環境に重大な影響を与えています。脱炭素化を加速させるとともに、市民の生命や健康を守る取組を早急に進める必要があります。



未来志向の産業振興

人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現するため、扇島地区をはじめ、南渡田地区、キングスカイフロント、新川崎・創造のもりなど、最先端技術産業やイノベーション創出を促進する拠点の形成を各地で推進するとともに、拠点間の連携に取り組む必要があります。



自然災害リスクの増大

首都直下地震や南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化しています。市民の安全・安心を最優先に、ハード・ソフト両面の防災対策を強化し、あらゆる災害に対応できる強靱な都市づくりを進めていく必要があります。



DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展

生成AIや自動運転技術、量子コンピューティングなど、革新的な技術の進展は、社会や生活様式に大きな変化をもたらしています。行政サービスの質の向上や業務の効率化を図るため、行政分野においてもデジタル化の取組を一層加速させることが求められています。

6 計画推進に向けた考え方

序章

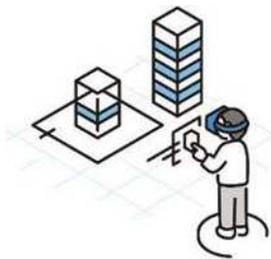
基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

- 次の考え方を踏まえながら、総合計画を着実に推進します。あわせて、計画推進に必要な経営資源を確保するため、「行財政改革第4期プログラム」に基づく改革を進めます。



デジタル技術の活用

行政手続や内部事務のデジタル化を加速して、業務の効率化を一層推進するとともに、さまざまな施策で先端技術を積極的に活用し、市民生活の質の向上や持続可能な社会の構築につなげていきます。



多様な主体との共創

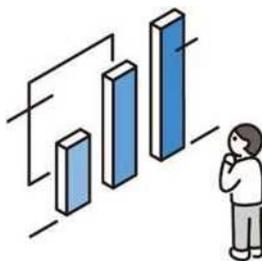
市制100周年を契機に生まれた多彩な取組や、市民・企業・団体等とのつながりなどをレガシーとして、官民が一体となって、さまざまな人たちが未来にチャレンジできる活力あるまちをめざします。



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

SDGsを踏まえた政策の推進

職員一人ひとりがSDGsを強く意識して各施策に取り組むとともに、施策とSDGsとの関係を市民に分かりやすく伝えるため、引き続き、総合計画に掲げる施策とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。



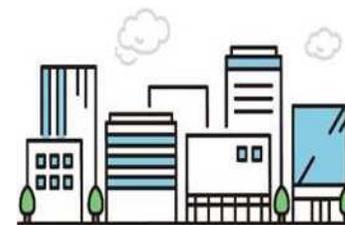
データを活用した政策形成

政策の有効性を高めるとともに、行政の信頼性を確保するため、客観的な根拠に基づき、多角的な視点から現状把握や課題分析、目標設定等を行うなど、データを活用した政策形成 (EBPM) を推進します。



議論を軸とした行政運営

意思決定の手段としての議論にとどまらず、日常的にディスカッションが行われる組織文化を定着させ、職員の主体的な参画と多様な視点の共有を通じて、政策の質と組織の対応力を高めます。



新たな大都市制度の創設

社会環境が大きく変化する中、これからの時代に対応するため、地方自治制度の見直しが必要です。地域課題に総合的かつ的確に対応し、持続可能な行政サービスの提供につながる新たな大都市制度「特別市」の実現をめざします。

川崎市基本構想

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性など、さまざまな特色を有しています。

このまちの歴史を紐解くと、かつて街道や宿場として栄え、多くの人々が行き交い、多彩な文化が根付き、現在に至るまで多様な価値観を受け入れ、新しいものに寛容な風土が育まれてきました。

また、震災や戦災、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきた数々の困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

こうした多様性や挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、さまざまな文化に彩られた利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少社会においても成長が見込まれる生命科学・医療技術、ヘルスケア、環境・エネルギー、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続け、令和6（2024）年7月1日には市制100周年という歴史的な節目を迎えました。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これまで人口増加が続いた川崎市においても、近い将来、急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれます。

さらに、気候変動問題の深刻化、AI（人工知能）をはじめとする革新的な技術の進展、国際情勢の不確実性の高まりなど、時代はまさに激動しています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や事業者、行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

II めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、すべての市民が安全に安心して暮らせる環境のもと、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な行政サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、国と地方の適切な役割分担のもと、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。



川崎市ブランドメッセージ

III 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、生命や財産などが確実に守られる必要があります。首都直下地震をはじめとした大規模地震の切迫性の高まりや、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加する中においても、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。



2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

将来を予測することが困難な時代においても、子どもたちが夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会を実現するために、妊娠期から子育て期まで、子どもと家庭に寄り添った切れ目のない支援を進めるとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として力強く羽ばたいていける社会をめざします。

3 市民生活を豊かにする環境づくり

私たちの暮らしは豊かな自然環境に支えられていますが、気候変動や資源の逼迫、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題は、より深刻化しています。環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、脱炭素化や資源循環を加速するなど、地球や地域の環境を保全し、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

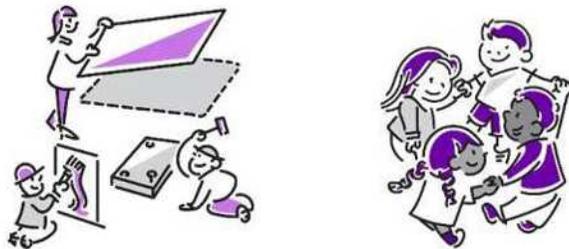
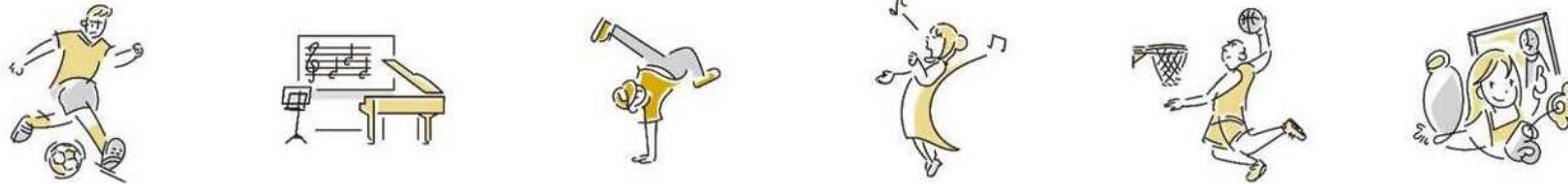
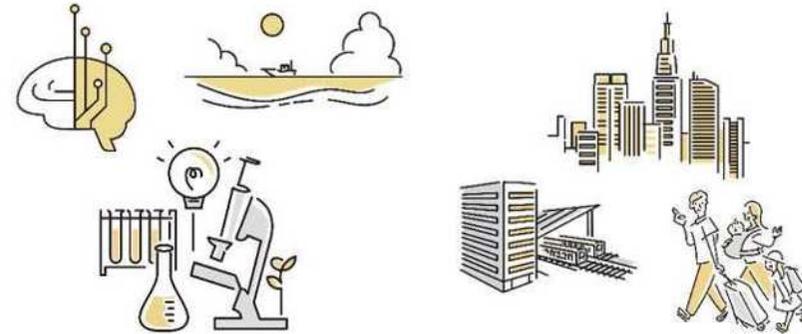


4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

経済や暮らしを支える中小企業の活性化と、誰もが生き生きと働き続けられる環境づくりを進めます。あわせて、人口減少や気候変動などの社会課題解決につながる最先端技術やイノベーションを生み出す拠点を形成し、我が国の成長を力強く牽引する、未来志向の産業都市づくりを進めます。

また、多くの人が集い、賑わう広域的な拠点の整備や、誰もが安全・安心に暮らせる身近なまちづくりと、これらをつなぎ、支える交通ネットワークの形成とを両輪で進めることにより、持続可能なまちづくりを進めます。

さらに、地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にしながら、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げます。それらが融合し、進化する川崎の多彩な魅力を戦略的に発信することで、都市ブランドの確立とシビックプライドの醸成を図り、賑わいと交流が広がるまちづくりを進めます。



5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となった、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって学び、生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

川崎市基本計画

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 計画期間

令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間

III 政策の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策1-1 災害に強いまちをつくる	大規模地震や風水害など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていく必要があります。 かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、まちの耐震化や不燃化、浸水対策、消防力の強化を着実に進めるとともに、行政と市民、団体、企業等が連携し、自助・共助・公助の役割のもと、地域社会全体で力を合わせながら、災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。
	政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる	自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。 また、地域の生活基盤となる道路等を適切に維持・管理し、安全で快適な市民の暮らしを支えます。
	政策1-3 水の安定した供給・循環を支える	水道と下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化など、自然災害リスクが増大する中、将来にわたり安定して機能させることが求められています。 持続可能な上下水道機能を確保するため、水道水の安定供給と健全な水循環の形成に取り組みながら、施設の耐震化や、浸水、老朽化対策を計画的に進めます。

<p>基本政策1</p> <p>生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり</p>	<p>政策1-4</p> <p>安心して暮らせる地域のしくみをつくる</p>	<p>急速な高齢化の進行に伴い、支援が必要となる高齢者の更なる増加が見込まれます。健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化し、地域のさまざまな主体が支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした、誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。</p> <p>また、セーフティネットである社会保障制度を適切に運営し、市民の暮らしの安心を保障します。</p>
	<p>政策1-5</p> <p>生命と健康を守る</p>	<p>高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。</p> <p>地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。</p>
<p>基本政策2</p> <p>子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり</p>	<p>政策2-1</p> <p>安心して子育てできる環境をつくる</p>	<p>子どもを取り巻く環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。</p> <p>子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。</p>
	<p>政策2-2</p> <p>未来を担う人材を育成する</p>	<p>社会の不確実性が高まり、子どもたちが将来を描きにくい状況にある中、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。</p> <p>また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。</p>
<p>基本政策3</p> <p>市民生活を豊かにする環境づくり</p>	<p>政策3-1</p> <p>環境に配慮したしくみをつくる</p>	<p>本市はこれまで、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者などとの協働により、地球温暖化対策や、廃棄物の減量、資源化等に取り組んできました。一方で、猛暑による健康被害や集中豪雨による浸水被害など、気候変動問題は深刻化し、市民生活にもさまざまな影響をもたらしています。</p> <p>持続可能な社会を実現するため、大気や水など地域環境の更なる改善を図りながら、気候変動の影響から市民を守る取組を進めるとともに、多様な主体との連携を一層強化し、温室効果ガスの排出量削減や資源循環に向けた取組を着実に推進します。</p>
	<p>政策3-2</p> <p>豊かな自然環境をつくる</p>	<p>本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々にやすらぎをもたらすと同時に、まちの品格を高めるなど、その存在自体に大きな価値があります。</p> <p>こうした自然環境を市民の貴重な財産として次世代に継承するため、市民や企業など多様な主体と力を合わせて、保全・創出・育成に取り組めます。</p>

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

<p>基本政策4</p> <p>活力と魅力あふれる 力強い都市づくり</p>	<p>政策4-1 地域経済を活性化する</p>	<p>急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれる中、地域の活力を維持するためには、技術革新や働き方の多様化など、社会経済環境の変化を的確に捉えながら、市内産業を持続的に発展させることが不可欠です。</p> <p>医療、福祉、環境など、社会的課題の解決に資する分野におけるイノベーションの創出を促進するとともに、市内経済を支える中小企業の競争力を高め、地域産業の基盤強化につなげます。</p> <p>また、川崎の魅力を活かした誘客や、地域に根ざした商業、農業の振興に加えて、若者や女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境を整え、地域経済の好循環を生み出し、活力を高めます。</p>
	<p>政策4-2 臨海部を活性化する</p>	<p>臨海部では、製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスや環境技術など成長分野の集積が進み、かつてない規模の土地利用転換も始まっています。</p> <p>羽田空港との近接性等を活かしながら、日本経済を牽引する高度な産業集積と、新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、多様な人材の集積や、新技術の創出につながる拠点のマネジメントに取り組みます。</p> <p>また、臨海部のカーボンニュートラル化を推進するとともに、港湾物流拠点の形成や市民に親しまれる港づくりを進めます。</p>
	<p>政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する</p>	<p>本市では、首都圏における地理的優位性を活かし、多様な都市機能の集積を進めています。都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。</p> <p>また、急速な高齢化の進行を見据え、誰もが暮らしやすい都市環境の実現に向けて、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点を形成し、身近な地域が連携したまちづくりを進めます。</p>
	<p>政策4-4 総合的な交通体系を構築する</p>	<p>首都圏における交通ネットワークの強化に向けて、既存施設を最大限に活用し、広域交通の円滑化とともに、拠点間の連携など経済活動や市民生活を支える交通環境の形成を図ります。</p> <p>また、急速な高齢化の進行や公共交通分野における人手不足等の課題に対応するため、地域の実情に応じた柔軟な交通サービスの導入など、誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通環境の形成を図ります。</p>

<p>基本政策4</p> <p>活力と魅力あふれる 力強い都市づくり</p>	<p>政策4-5</p> <p>スポーツ・文化芸術を振興する</p>	<p>本市には、トップレベルのスポーツや質の高い芸術に触れる機会が豊富にあり、世界水準の音響性能を誇る「ミュージア川崎シンフォニーホール」をはじめ、魅力的な施設も数多く立地しています。こうした地域資源を活用し、市民の間でさまざまな活動が育まれており、近年ではプレイキンなど、若者を中心とした新しい文化も定着しつつあります。</p> <p>これらの活動は、健康づくりや創造性の育成、人と人とのつながりの促進、さらには地域の魅力の向上にも寄与するものであり、誰もがスポーツや文化芸術に親しめるまちづくりを進めます。</p>
	<p>政策4-6</p> <p>デジタル技術を活用する</p>	<p>人口減少の進行により人手不足の拡大が見込まれる中、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術の活用がこれまで以上に重要となります。</p> <p>行政手続のオンライン化をはじめ、公共データのオープン化や情報セキュリティの確保、情報機器に不慣れな方への対応など、市民の利便性や行政の信頼性の向上に資する行政サービスのデジタル化を推進します。</p>
	<p>政策4-7</p> <p>都市の魅力を発信する</p>	<p>本市では、地域ごとに特色ある歴史や文化が生まれ、スポーツや音楽、多摩川をはじめとした自然環境など、多様で魅力的な地域資源を有しています。近年では、交通便利性を活かしたまちづくりによって活気が生み出されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積により、都市のポテンシャルも高まっています。</p> <p>こうした川崎の強みを活かし、市民の愛着と誇りを高めるとともに、都市イメージの更なる向上を図るため、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。</p>
<p>基本政策5</p> <p>誰もが生きがいを持てる市民自治の 地域づくり</p>	<p>政策5-1</p> <p>参加と協働により市民自治を推進する</p>	<p>少子高齢化の進行等により、地域の課題がますます複雑化・多様化する一方で、豊富な経験を持つシニア世代、社会貢献に関心を持つ若い世代、地域で活動する団体や企業などの取組も進められています。こうした多様な主体による協働・連携を一層推進し、地域課題の解決に取り組みます。</p> <p>また、区役所を中心に行政サービスの利便性向上を図るとともに、地域の人材や特性を活かして課題に応じたコミュニティ形成を促進し、市民の主体的な活動を支えます。あわせて、生涯学習の機会を通じて、人と人とのつながりを広げるとともに、子どもから高齢者までが互いに学び合い、成長し合える地域を育みます。</p>
	<p>政策5-2</p> <p>人権を尊重し共に生きる社会をつくる</p>	<p>人と人とのつながりの希薄化や、戦争体験者の高齢化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。</p> <p>一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性の尊重に向けた取組を進めます。</p>

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

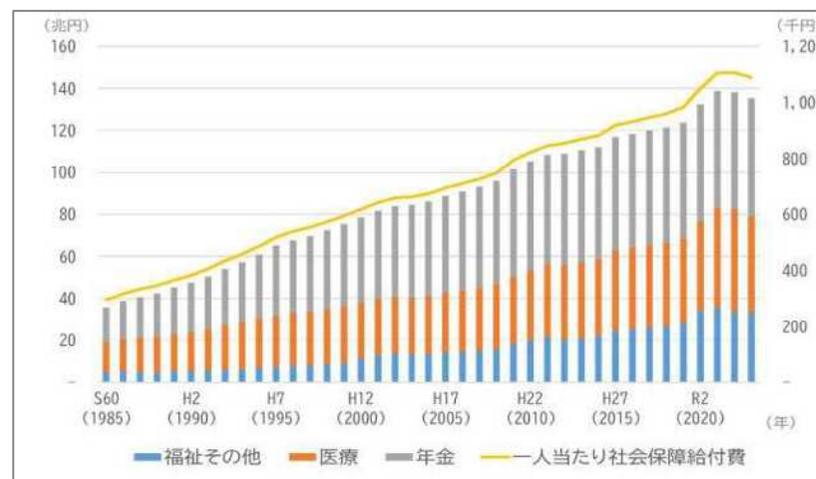
資料編

1 重点的に取り組む課題(テーマ)

少子高齢化・人口減少対策

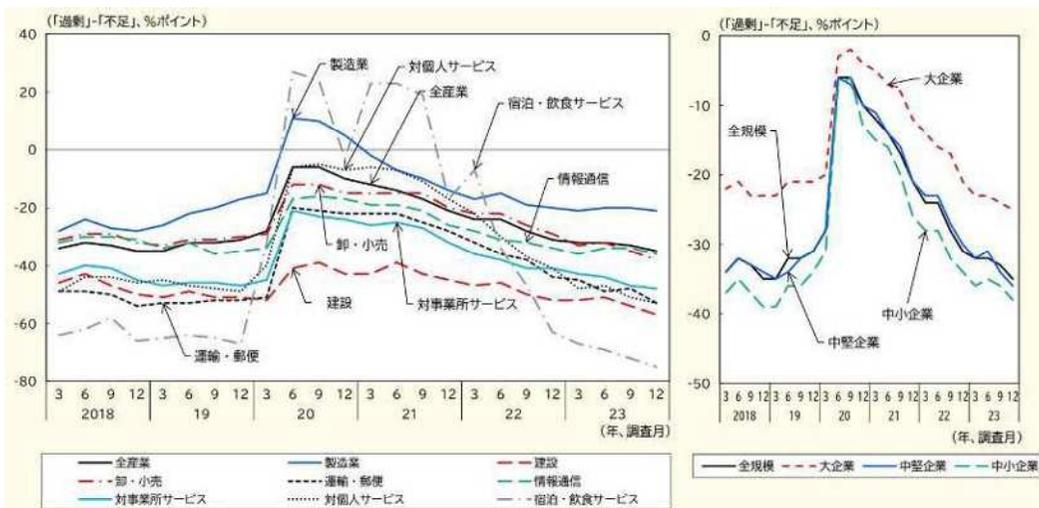
- 少子高齢化・人口減少の進行等を背景に、全国的に深刻な労働力不足が生じています。運転手不足による路線バスの減便など、都市部においても例外ではありません。
- 今後、さらに高齢化が進むことで、人手不足は一層拡大し、市民生活に不可欠なサービスや機能の縮小、質の低下が懸念されます。
- また、人口構造の変化を通じて、年金・医療・介護など社会保障費が増大することで、制度の持続可能性が問われるとともに、財政の硬直化により必要な行政サービスの提供が困難になるおそれがあります。
- こうした影響は、経済成長を抑制し、社会全体の活力を低下させる要因となるほか、防災、福祉、教育、インフラ整備など、あらゆる政策課題への対応における前提条件を大きく変えるものです。
- 本市の持続的な発展に向けて取り組むべき課題は多岐にわたりますが、少子高齢化・人口減少の進行は、まさに都市経営の根幹に関わる重要な課題といえます。

社会保障給付費の推移(国)



資料:国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度 社会保障費用統計」から作成

雇用人員判断D.I.の推移(国)



資料:厚生労働省

求人倍率と完全失業率の推移(国)



資料:厚生労働省

- 全国的に人口減少が進む中、人口増加が続く本市においても、少子高齢化は徐々に進行しており、まもなく、65歳以上の高齢者が21%を超える「超高齢社会」が到来します。
- そして、令和12(2030)年頃には生産年齢人口がピークを迎え、令和17(2035)年頃には人口減少に転じるとともに、高齢者の割合が約4人に1人(24.9%)となるなど、急速な高齢化の進行が見込まれます。

- こうした流れは避けがたいものであることから、第4期実施計画では「少子高齢化・人口減少対策」を重点的に取り組むテーマとして位置づけ、人口減少の進行を可能な限り抑制し、その影響を緩和する取組と、人口減少社会に適応し、持続可能な成長を実現するための取組を両輪で進めていきます。
- 本項では、その主な取組を示すとともに、取組を位置づける施策の番号を併記しています。

年齢3区分別人口の推移と将来人口推計



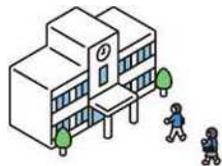
資料：川崎市作成

子ども・教育

「子育て世代」に選ばれるまちをめざし、これまで進めてきた切れ目のない子育て支援を一層充実させるとともに、子どもたちが安心して学ぶことのできる魅力的な教育環境の整備等に取り組みます。

【主な取組】

- ① 子育て期をはじめとしたライフステージに応じて住み替えがしやすいしくみづくり【施策1-4-4】
- ② 身近な場所での子育て相談の充実【施策2-1-1】
- ③ 地域のつながりを活かした子どもの一時預かりの充実【施策2-1-1】
- ④ 小児医療費助成の対象年齢拡大、一部負担金の廃止【施策2-1-1】
- ⑤ 「かわさき子育てアプリ」のサービス拡充【施策2-1-1】
- ⑥ 子ども・若者の挑戦の後押しとなる支援の充実【施策2-1-2】
- ⑦ 小・中学校におけるGIGA端末と教育データを活用した「わかる」授業の推進【施策2-2-1】
- ⑧ 急増する不登校児童生徒と家族への支援の充実【施策2-2-3】
- ⑨ 全市立学校体育館への空調導入と普通教室等の空調更新【施策2-2-4】
- ⑩ 小学校における朝(始業前)の居場所づくり【施策2-2-5】
- ⑪ 全天候型の子どもの遊び場づくり【施策3-2-2】



健康・福祉

超高齢社会においても、誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心してすこやかに暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた取組や、地域のつながり・しくみづくりをさらに発展させます。

【主な取組】

- ① ケア付き地域の実現に向けた地域包括ケアシステムの進化【施策1-4-1】
- ② 更なる要介護度の改善・維持をめざす健幸福寿プロジェクトの推進【施策1-4-2】
- ③ 高齢者や障害者が住宅を借りやすいしくみづくり【施策1-4-4】
- ④ 健康診断等のデータを活用した健康づくり・疾病予防【施策1-4-5】

地域の魅力・価値

交流と賑わいの創出を通じて地域の活力を高めるため、みどりやスポーツ、文化芸術など、多様な地域資源を活かし、地域の魅力と価値の向上に取り組みます。

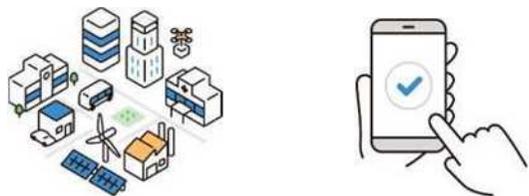
- ① 市民に親しまれる、特色ある公園づくり【施策3-2-1】
- ② 等々力緑地の再編整備【施策3-2-2】
- ③ アーバンスポーツやストリートカルチャーなどの若者文化の振興【施策4-5-1】
- ④ 新たなミュージアムの設置に向けた取組と、芸術を日常的に楽しむ「まちなかミュージアム」の展開【施策4-5-2】
- ⑤ 川崎駅周辺における多様な分野が融合した大規模イベントの開催【施策4-7-1】

社会基盤・生活基盤

市民生活の安全・安心や、都市の持続的な発展に欠かせない、社会基盤や生活基盤の整備等について、デジタル技術の革新や最適化の視点も踏まえながら取組を進めます。

【主な取組】

- ① 指定避難所のマンホールトイレ整備と携帯トイレの備蓄【施策1-1-1】
- ② 防犯カメラの設置拡充【施策1-2-1】
- ③ 上下水道管の耐震化・老朽化対策【施策1-3-1、1-3-2】
- ④ 多摩川河川敷トイレの快適化【施策3-2-2】
- ⑤ 各拠点駅周辺の都市整備の推進(川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼駅等)【施策4-3-1】
- ⑥ 連続立体交差事業(京浜急行大師線、JR南武線)の推進【施策4-4-1】
- ⑦ 横浜市高速鉄道3号線の延伸に向けた取組【施策4-4-1】
- ⑧ 川崎区での自動運転バス(レベル4)の運行開始、他の区への導入展開【施策4-4-2、4-4-3】
- ⑨ コミュニティ交通の維持・拡充、路線バスと多様なモビリティをつなぎ、地域の賑わい創出にも寄与する「モビリティステーション」の形成【施策4-4-2】
- ⑩ スマートフォン等から各種手続を完結できる市役所DXの推進【施策4-6-1】



経済成長・社会課題解決

地域経済の持続的な成長を図るとともに、複雑かつ多様化する社会課題の解決に挑み、イノベーションの創出や多様な主体との共創、連携を通じて、国全体の持続的な成長を牽引します。

【主な取組】

- ① 特別市の早期実現に向けた取組【P15参照】
- ② 高度産業の担い手を育成するための高等専門学校設立に向けた取組【施策2-2-1】
- ③ 家庭や学校の太陽光発電設備を活用した再生可能エネルギーの普及促進【施策3-1-1】
- ④ 更なるごみの減量に向けた市民の取組効果の見える化【施策3-1-2】
- ⑤ 市内で排出されるプラスチックの100%リサイクルの推進【施策3-1-2】
- ⑥ プラスチックをはじめとした多様な素材を資源化する「サーキュラーエコノミー(循環経済)」の推進【施策3-1-2、4-2-1】
- ⑦ 新川崎地区を中心とした「量子イノベーションパーク」の形成【施策4-1-1】
- ⑧ 産業拠点間の連携によるイノベーション・エコシステムの形成【施策4-1-1、4-2-1】
- ⑨ 意欲ある農業者の育成を通じた持続可能な都市農業の推進【施策4-1-4】
- ⑩ 臨海部における新産業拠点の形成、みどりと賑わいの空間の創出に向けた取組【施策4-2-1】



2 政策体系別の取組

- 基本構想に掲げる5つの基本政策と、基本計画に掲げる18の政策に基づき、4年間で取り組む48の施策をとりまとめています。

基本政策1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害に強いまちをつくる

- 施策1-1-1 地域防災力の向上
- 施策1-1-2 まちの耐震化・不燃化の推進
- 施策1-1-3 消防力の強化
- 施策1-1-4 河川施設の整備

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
- 施策1-2-3 道路等の維持・管理

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

- 施策1-3-1 安定給水の確保
- 施策1-3-2 下水道による水循環の形成

政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

- 施策1-4-1 地域包括ケアシステムの推進
- 施策1-4-2 高齢者の地域共生の推進
- 施策1-4-3 障害者の地域共生の推進
- 施策1-4-4 住宅・居住環境の整備
- 施策1-4-5 健康づくりの推進
- 施策1-4-6 生活保障と困窮者の自立促進

政策1-5 生命と健康を守る

- 施策1-5-1 保健医療の推進
- 施策1-5-2 市立病院の運営

基本政策2

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

- 施策2-1-1 子ども・子育て支援の推進
- 施策2-1-2 子どもが安心できる環境づくり

政策2-2 未来を担う人材を育成する

- 施策2-2-1 子ども主体の学びの推進
- 施策2-2-2 豊かな心とすこやかな体の育成
- 施策2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実
- 施策2-2-5 地域と学校の連携・協働

基本政策3

市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

- 施策3-1-1 脱炭素化の推進
- 施策3-1-2 資源循環の推進
- 施策3-1-3 地域環境対策の推進

政策3-2 豊かな自然環境をつくる

- 施策3-2-1 協働・共創によるみどりのまちづくり
- 施策3-2-2 公園緑地等の整備

基本政策4

活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 地域経済を活性化する

- 施策4-1-1 イノベーション創出の推進
- 施策4-1-2 中小企業の競争力強化
- 施策4-1-3 観光の振興と商業の活性化
- 施策4-1-4 都市農業の振興
- 施策4-1-5 働きやすい環境づくり

政策4-2 臨海部を活性化する

- 施策4-2-1 臨海部の産業集積と基盤整備
- 施策4-2-2 川崎港の競争力の強化

政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

- 施策4-3-1 都市づくりの推進

政策4-4 総合的な交通体系を構築する

- 施策4-4-1 道路・鉄道網の整備
- 施策4-4-2 身近な交通環境の整備
- 施策4-4-3 市バス事業の運営

政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

- 施策4-5-1 スポーツのまちづくり
- 施策4-5-2 文化芸術のまちづくり

政策4-6 デジタル技術を活用する

- 施策4-6-1 デジタル行政サービスの推進

政策4-7 都市の魅力を発信する

- 施策4-7-1 戦略的なシティプロモーション

基本政策5

誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

- 施策5-1-1 協働・連携による地域づくり
- 施策5-1-2 区役所サービスの充実
- 施策5-1-3 生涯学習の推進

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

- 施策5-2-1 人権・平和・多様性のまちづくり

ページの見方

① ② ③ ④ ⑤

施策 1-1-1 地域防災力の向上

① 施策の目標
 自助・共助・公助の役割のもと各主体が連携し、地域の防災力が向上している

② 成果指標

名称(指標の典拠)	現状	目標値
災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日分以上用意している割合(市民アンケート)	19.4% (R7年度)	40.0%以上 (R11年度)
避難所運営会議における訓練を実施している割合(危機管理本部調べ)	94.3% (R6年度)	100% (R11年度)
避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数(健康福祉局調べ)	49か所 (R7年度)	113か所以上 (R11年度)

③ 関連するSDGs

④ 関連する主な個別計画

- かわさき強靱化計画
- 地域防災計画
- 備蓄計画

⑤ 現状と課題

・近年、大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化している中、被害を最少にするためには、公助の取組だけでは限界があるため、自助・共助・公助の各主体がそれぞれの役割を認識し、補い合う関係づくりを進める必要があります。

・令和7(2025)年度の川崎市総合計画に関する市民アンケートでは、災害時に備えるため、3日以上食料を用意している割合は43.0%、飲料水が55.4%、携帯トイレが30.9%となっており、災害への備えに関して防災意識の向上に向けた取組を進める必要があります。

・過去の震災では、過密な状態で避難生活を送ることを余儀なくされたことや、避難所の水洗トイレが使用できず、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼす懸念が顕著したため、避難所の環境改善を進めるとともに、在宅避難を^⑤、都市部ならではの特性を考慮した取組を進める必要!

・また、避難行動要支援者^⑤時に支援が必要な方を中心に、発災直後の安否確認、救命・救護等に加え、その後の避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの継続的な提供等を行うことが重要であり、そのためには、平時から、地域、企業、関係団体等との情報共有や更なる連携強化が必要です。

令和7年度総合計画市民アンケート結果
 避難所運営会議における訓練実施の目標

- ① 施策の目標
 施策の推進により4年後にめざす姿(状態)
- ② 成果指標
 施策の成果や進捗状況を把握するために設定する定量的な指標
- ③ 関連するSDGs
 施策と関連するSDGsの17の目標
- ④ 関連する主な個別計画
 施策と関連する主な個別計画
- ⑤ 現状と課題
 施策の推進に向けた現状と課題

⑥ ⑦

施策 1-1-1 地域防災力の向上

⑥ 取組の方向性

- 市の防災対策を定めた各計画に基づく対策の推進や、自助・共助・公助の取組・連携の強化及び防災意識の向上による地域防災力の強化
- 避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組の推進
- 災害直後の安否確認、救命・救護や、避難生活の支援等に向けた取組の推進

⑦ 計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
災害対応力強化事業	「かわさき強靱化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえた公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害想定調査の実施 (R8年度) かわさき強靱化計画及び備蓄計画の改定 (R9年度)
地域防災推進事業	自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、在宅避難者への物資の支援策等を避難所運営マニュアルに反映するなど、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨を両輪で推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織リーダー等養成研修実施 (毎年度) 避難所運営マニュアルの改定 (R9年度) 九都県市合同防災訓練の実施(中央会場) (R9年度) 川崎市及び各区総合防災訓練の実施 (毎年度)
防災施設整備事業	指定避難所等のマンホールトイレの整備や、必要な量の携帯トイレの備蓄など、災害時の衛生的なトイレ環境の確保、備蓄物資及び倉庫の維持・管理、「効率的・効果的な防災情報発信」に関する基本方針に基づき情報発信や伝達手段の機能強化の取組を推進し、災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> マンホールトイレが整備されている避難所等の数 (R7年度:24か所→R11年度:124か所以上、R13年度整備完了予定) 防災ラジオの無償貸与・有償配布 (R8年度)
帰宅困難者対策推進事業	各主要駅等周辺における帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄物資の配備や一斉帰宅抑制の周知・啓発等を行い、大規模地震時等における、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者対策に係る必要備蓄物資等の配備 (毎年度) 帰宅困難者対策訓練の実施 (毎年度) 帰宅困難者用一時滞在施設の収容人数 (R6年度:26,700人→R11年度:27,500人)
災害保健医療・福祉対策事業	円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護、避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との災害訓練の実施 (毎年度) 2次避難所の施設数 (R6年度:233か所→R11年度:233か所以上)

- ⑥ 取組の方向性
 「施策の目標」の達成に向けた取組の方向性
- ⑦ 計画期間の主な取組
 施策を構成する事務事業のうち、「施策の目標」の達成に大きく寄与すると考えられる事業や、財政負担の大きい事業など(最大5つ)
 「主なアウトプット」には、原則として、第4期実施計画期間中の主な成果や指標等を掲載(西暦併記や指標(目標値)の「以上」等は省略)

施策 1-1-1

地域防災力の向上

施策の目標

自助・共助・公助の役割のもと各主体が連携し、地域の防災力が向上している

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日以上用意している割合(市民アンケート)	19.4% (R7年度)	40.0%以上 (R11年度)
避難所運営会議における訓練を実施している割合(危機管理本部調べ)	94.3% (R6年度)	100% (R11年度)
避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数(健康福祉局調べ)	49か所 (R7年度)	113か所以上 (R11年度)

現状と課題

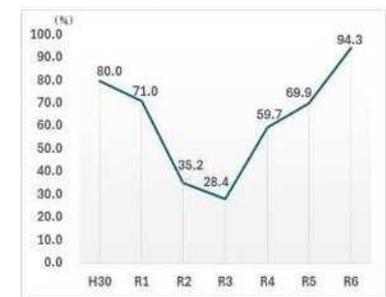
- 近年、大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化している中、被害を最小にするためには、公助の取組だけでは限界があるため、自助・共助・公助の各主体がそれぞれの役割を認識し、補い合う関係づくりを進める必要があります。
- 令和7(2025)年度の川崎市総合計画に関する市民アンケートでは、災害時に備えるため、3日以上食料を用意している割合は43.0%、飲料水が55.4%、携帯トイレが30.9%となっており、災害への備えに関して防災意識の向上に向けた取組を進める必要があります。
- 過去の震災では、過密な状態で避難生活を送ることを余儀なくされたことや、避難所の水洗トイレが使用できず、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼす問題が発生したため、避難所の環境改善を進めるとともに、在宅避難を推奨するなど、都市部ならではの特性を考慮した取組を進める必要があります。
- また、避難行動要支援者をはじめ、災害時に支援が必要な方を中心に、発災直後の安否確認、救命・救護等に加え、その後の避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの継続的な提供等を行うことが重要であり、そのためには、平時から、地域、企業、関係団体等との情報共有や更なる連携強化が必要です。

令和7年度総合計画市民アンケート結果



資料:川崎市調べ

避難所運営会議における訓練実施の推移



資料:川崎市調べ

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- かわさき強靱化計画
- 地域防災計画
- 備蓄計画

序章

基本構想

基本計画

第4期実施計画

資料編

施策 1-1-1 地域防災力の向上

取組の方向性

- 市の防災対策を定めた各計画に基づく対策の推進や、自助・共助・公助の取組・連携の強化及び防災意識の向上による地域防災力の強化
- 避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組の推進
- 災害直後の安否確認、救命・救護や、避難生活の支援等に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
災害対応力強化事業	「かわさき強靱化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえて公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	<ul style="list-style-type: none"> • 地震被害想定調査の実施（R8年度） • かわさき強靱化計画及び備蓄計画の改定（R9年度）
地域防災推進事業	自主防災組織等への支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、在宅避難者への物資の支援策等を避難所運営マニュアルに反映するなど、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨を両輪で推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織リーダー等養成研修実施（毎年度） • 避難所運営マニュアルの改定（R9年度） • 携帯トイレの備蓄等への支援（R8年度～） • 自助・共助による浸水対策への補助（R8年度～） • 川崎市及び各区総合防災訓練の実施（毎年度）
防災施設整備事業	指定避難所等のマンホールトイレの整備や、必要な量の携帯トイレの備蓄など、災害時の衛生的なトイレ環境の確保、備蓄物資及び倉庫の維持・管理、「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針」に基づく情報発信や伝達手段の機能強化の取組を推進し、災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> • マンホールトイレが整備されている避難所等の数（R7年度：24か所→R11年度：124か所、R13年度整備完了予定） • 防災ラジオの無償貸与・有償配布（R8年度）
帰宅困難者対策推進事業	各主要駅等周辺における帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄物資の配備や一斉帰宅抑制の周知・啓発等を行い、大規模地震時等における、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> • 帰宅困難者対策に係る必要備蓄物資等の配備（毎年度） • 帰宅困難者対策訓練の実施（毎年度） • 帰宅困難者用一時滞在施設の収容人数（R6年度：26,700人→R11年度：27,500人）
災害保健医療・福祉対策事業	円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護、避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関との災害訓練の実施（毎年度） • 2次避難所施設数の維持（R6年度：233か所）

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

3 進行管理・評価

(1) 総合計画における進行管理

- 総合計画では、目標とその成果を可視化し、課題や改善点を明確化することで、PDCAサイクルの実効性を高め、施策・事務事業の着実な推進を図ります。
- 施策の成果や進捗状況を把握するための指標を設定し、内部・外部の視点から検証を行うことで、効率的かつ効果的な施策・事務事業の推進につなげるとともに、総合計画の達成状況を市民に分かりやすく示します。
- 政策の各分野における市民の実感を調査し、市民目線で施策を推進するための参考とするとともに、中長期的な視点から傾向を把握していきます。

(2) 内部評価

- 事務事業の取組実績を把握し、着実な進捗管理を行うとともに、施策ごとに設定した成果指標により、施策の成果や進捗状況を客観的に評価します。
- 評価において確認された課題や改善点は、次年度以降の取組の見直しにつなげるとともに、次期計画への着実な反映を図ります。
- 評価結果の要点をわかりやすく示すため、事務事業を含めて施策単位で一体的に評価します。
- 内部評価は、取組の着実な進捗管理と効果的な見直しのため、毎年度評価を実施します。

(3) 外部評価

- 総合計画における重要な政策等の評価に関して調査・審議を行うため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置します。
- 学識経験者の専門的視点や公募による市民の目線から、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行い、より効率的・効果的に施策を推進します。
- 委員会が出された意見について、市の対応方針を作成・公表し、政策等の改善を図ります。
- 外部評価は、中期的な視点から検証を行うため、2年に一度実施します。

4 区のみちづくりの方向性

(1) 「これからのめざすべき区役所像」と取組の方向性

- 区役所は身近な行政拠点として、これまで「市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所」、「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」、「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」を「めざすべき区役所像」として掲げ、区役所サービスの向上と、共に支え合う地域づくりに向けた取組を進めてきました。
- その一方で、自然災害などさまざまな危機事象、デジタル化の進展、少子高齢化の更なる進展や地域におけるつながりの希薄化など、区役所を取り巻く社会状況は大きく変化しており、こうした環境変化に的確に対応していくためには、これまで以上に、地域課題の的確な把握や、情報共有・連携の円滑化、デジタル技術の積極的な活用などを推進していく必要があります。
- こうした背景を踏まえ、令和8(2026)年3月に「区役所改革の基本方針」を改定し、今後の10年程度を見据えた区役所像や、区役所が果たすべき役割と方向性を改めて示しています。詳細は同方針(案)を参照ください。また、各区の地域課題対応事業等については、毎年度発行の「区政概要」に掲載しています。

区役所像と実現に向けた取組(「区役所改革の基本方針(改定版)」(案)より)

区役所像	実現に向けた取組
市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所	<ul style="list-style-type: none"> 総合行政機関としての着実なサービスの提供の推進 (専門性の高い業務への注力、包括的な支援体制づくりに向けた取組 等) デジタル技術の活用を含めた現場起点による区役所サービス向上の推進 (「書かない」窓口の拡大に向けた取組、原則オンラインで手続等ができる「行かなくてよい」窓口の取組、ライフステージごとの手続の総合窓口化の検討 等)
共に支え合う地域づくりを推進する区役所	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域社会の実現に向けた地域づくりの促進 (急速な高齢化が進展する中で、安心して暮らし続けられるよう地域での「顔の見える関係づくり」や多様な主体との連携の一層の推進、子どもを見守り支える環境づくりに向けた地域資源の育成やネットワーク構築、グリーンコミュニティの推進 等) 地域づくりに向けた場の確保 (まちのひろばの創出、デジタル化の進展による手続のために来庁する市民の将来的な減少も踏まえた庁舎の有効活用に向けた検討と地域の居場所としての更なる活用検討 等)
多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参加による地域課題の把握や中間支援の取組 (地域デザイン会議等を活用した市民視点による課題解決、ソーシャルデザインセンターやかわさき市民活動センター等との連携や取組 等) 市民視点による地域課題の対応と課題解決に向けた協働の取組 (環境変化に応じた地域課題対応事業や市民提案型協働事業の効果的な推進 等)

(2) 7区で共通して行う行政サービス

- 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供する行政機関であり、戸籍や住民登録、国民健康保険などの各種手続きに加え、福祉や子育て支援などのライフステージに応じた相談や支援のほか、地域の特性を活かしたまちづくりの推進、区民の安全・安心の推進、道路や公園の管理などに取り組んでいます。
- 行政サービスを効率的・効果的かつ総合的に提供するとともに、参加と協働による暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組むほか、地域の特性に対応した事業や各区の地域資源を活かした魅力発信や賑わいづくりなど、区の実情に応じた取組を進めていきます。



市民生活を支える行政サービス

戸籍、住民登録、印鑑登録などの受付や証明書発行、国民健康保険、介護保険、年金などに関わる業務、小児医療費、障害者医療費など各助成金の申請受付 など



福祉や子育て支援

地域の見守り活動の支援、健康づくり、高齢者・障害者支援、生活保護、妊娠・出産・子育て支援、待機児童対策、感染症対策、公衆衛生、動物愛護 など



区のまちづくりの推進

町内会・自治会の支援、スポーツの推進、区民の生涯学習活動の支援、区民からの相談受付、青少年の健全育成、区政に関する企画立案 など



区民の安全・安心の推進

災害対策、防犯対策、交通安全、路上喫煙の防止 など



道路や公園の管理、協働・利活用の推進

道路等の維持管理や公園等における協働・利活用の推進 など

各区の地域課題の解決に向けて区役所が主体的に進める取組や各区における道路、公園、福祉施設などの生活基盤の整備状況等を次ページ以降に掲載しています。

川崎区



まちづくりの方向性

誰もが住んで良かったと思える歴史文化と多文化共生のまちづくり

臨海部の産業集積や駅周辺の商業集積による賑わいと東海道川崎宿をはじめとする歴史・文化資源との融合により、新たなまちの魅力を創造・発信するとともに、顔の見える関係や地域のつながり・絆を大切にしながら、地域への愛着を持ち、誰もが住んで良かったと思えるまちづくりを進めます。また、近年増加傾向にある外国人区民と地域の相互理解を促進し、皆が安全で安心して生活できる多文化共生のまちづくりに取り組みます。

現状と課題

- 区域の3方向が水域であること、川崎駅周辺は市内随一の商業集積地であること、一部地域が不燃化重点対策地区であることなどの特徴を踏まえ、区民・事業者・行政が連携して将来想定される大規模災害への備えに取り組んでいく必要があります。
- また、令和6(2024)年の区内の自転車事故発生件数は230件と市内で最も多く、区内の交通事故の約4割を占めており、30歳以上の大人の事故の割合が多くなっています。

自転車関係事故発生状況(令和6年中)

	自転車事故		
	発生件数	死者数	負傷者数
川崎区	230	0	217
幸区	111	0	106
中原区	187	0	160
高津区	148	0	146
宮前区	87	1	88
多摩区	121	0	105
麻生区	99	0	96

資料:川崎市調べ

- 川崎区は、古くから東海道川崎宿の宿場町として栄え、臨海部には高度な産業が集積するなど、歴史・文化・産業といった魅力的な地域資源が豊富なまちです。こうした地域資源を活かし、区民のまちへの愛着や誇りを高め、賑わいや交流を創出するまちづくりを進めます。
- 地域包括ケアや災害への備えといった、住民と協働で取り組む地域課題への対応の重要性は増しており、地域活動やボランティア活動への区民の関心を高めながら、多くの企業が立地するなど区の実情に即した多様なコミュニティの形成にも取り組む必要があります。



東海道川崎宿を活かしたまちづくり

- 令和7(2025)年1月1日現在の人口が231,765人、そのうち外国籍区民の割合は約8.6%であり、全市の外国籍市民の約36%となっています。
- これからの地域社会を共につくる一員として外国人区民が包摂され、すべての人が安全に安心して暮らすことができ、多様性に富んだ活力ある共生社会をめざしていくには、地域と外国人区民等との関わりを増やし、相互理解を深めていく必要があります。

外国人住民人口(人)



資料:川崎市調べ

計画期間の主な取組

区民皆で取り組む
安全・安心のまちづくり

- 区総合防災訓練等の実践的な訓練や区の特徴を踏まえた自主防災組織等との連携による避難所開設・運営訓練により災害対応力の向上に取り組めます。
- 交通安全対策については、地域デザイン会議で出された区民意見等を踏まえて、区交通安全こども自転車大会と合同開催の大人向け交通安全自転車教室の実施や、地域と連携した啓発活動に継続的に取り組めます。
- また、外国につながる区民が多い区の特徴を踏まえ、多言語による防災訓練や交通安全教室を開催するなど、防災や交通安全啓発の取組を継続します。



交通安全教室

防災や地域包括ケアシステムの
礎となるコミュニティづくり

- 誰もが気軽に立ち寄ることのできる「地域の縁側」をはじめとした地域保健福祉活動の支援、専門的支援機能と連携した地域づくり、公園緑地の利活用、ソーシャルデザインセンターの取組の推進、さらには東海道川崎宿などの歴史・文化資源や企業市民の集積等の地域資源を活かした多様な主体が連携・交流するまちづくりを進めるなど、さまざまなコミュニティの創出に向けた取組を進めます。
- また、大師・田島の両地区では、地域における区民の交流の場として、こども文化センターと老人いこいの家の機能を継承するコミュニティセンターの整備を進めます。



「地域の縁側」活動の様子

誰にとっても暮らしやすい
多文化共生のまちづくり

- 日本語に不慣れな子どもや保護者が孤立することを防ぐための通訳・翻訳支援や、外国につながる若者のキャリア支援等に加え、多文化共生プラザを活用した外国につながる区民のコミュニティづくりや、地域コミュニティと外国人区民とのつながりづくりを通じて多文化理解を促進します。
- 外国人材を雇用する企業との連携体制を構築し、日本語教育機会の確保や適切な生活オリエンテーションを通じて、多文化共生社会の実現をめざします。



多文化コミュニティひろば

3 事務事業一覧

(1) 第4期実施計画の政策体系に位置づける事務事業（○の付いた事務事業は「政策体系別の取組」の「主な取組」に掲載）

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害に強いまちをつくる

- 施策1-1-1 地域防災力の向上
- 災害対応力強化事業
 - 地域防災推進事業
 - 防災施設整備事業
 - 帰宅困難者対策推進事業
 - 災害保健医療・福祉対策事業
 - 臨海部・津波防災対策事業
- 施策1-1-2 まちの耐震化・不燃化の推進
- 民間建築物耐震化促進事業
 - 防災市街地整備促進事業
 - 防災まちづくり支援促進事業
 - 狭あい道路対策事業
- 施策1-1-3 消防力の強化
- 警防活動事業
 - 火災予防事業
 - 消防指令体制整備事業
 - 消防施設整備事業
 - 地域防災支援事業
 - 消防署所の適正配置事業
 - 消防車両等管理事業
 - 航空隊関係事業
 - 査察活動事業
 - 危険物施設等規制事業
 - 消防広報事業
 - 消防音楽隊等活動事業
- 施策1-1-4 河川施設の整備
- 河川計画事業
 - 河川改修事業
 - 河川施設更新事業
 - 平瀬川・多摩川合流部整備事業
 - 水防業務
 - 雨水流出抑制施設指導業務

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
- 防犯対策事業
 - 犯罪被害者等支援事業
 - 路上喫煙防止対策事業
 - 客引き行為等防止対策事業
 - 消費生活相談・啓発育成事業
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
- 交通安全推進事業
 - 安全施設整備事業
 - 放置自転車対策事業
 - 踏切道改善推進調査事業
- 施策1-2-3 道路等の維持・管理
- 道路施設等維持修繕事業
 - 河川・水路維持補修事業
 - 道水路不法占拠対策事業
 - 地籍調査事業
 - 私道舗装助成事業
 - 道水路台帳整備事業
 - 占用管理事業
 - 屋外広告物管理事業

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

- 施策1-3-1 安定給水の確保
- 水道・工業用水道施設の地震対策事業
 - 水道・工業用水道施設の老朽化対策事業
 - 水道水質の管理事業
 - 水道・工業用水道の危機管理対策事業
 - 水道・工業用水道の経営基盤強化事業
 - 水道・工業用水道の環境施策推進事業
 - 水道分野における国際事業
- 施策1-3-2 下水道による水循環の形成
- 浸水対策事業
 - 下水道施設の地震対策事業
 - 下水道施設の老朽化対策事業
 - 下水道の危機管理対策事業
 - 下水道の経営基盤強化事業
 - 水環境の保全事業
 - 下水道の環境施策推進事業
 - 下水道分野における国際事業

政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

- 施策1-4-1 地域包括ケアシステムの推進
- 地域包括ケアシステム推進事業
 - 地域のつながりづくり推進事業
 - 民生委員児童委員活動育成等事業
 - 医療・介護等連携推進事業
 - 地域リハビリテーション推進事業
 - 社会福祉協議会との協働・連携事業
 - 社会福祉法人指導監査事業
 - 権利擁護事業
 - メンタルヘルス・自殺対策事業
 - 再犯防止事業
 - 戦没者遺族援護事業
- 施策1-4-2 高齢者の地域共生の推進
- 高齢者総合相談・支援事業
 - 高齢者生きがい・社会参加促進事業
 - 介護予防・重度化防止対策事業
 - 認知症等対策事業
 - 介護サービス基盤確保・運営支援等事業
 - 高齢者の住まい・生活支援事業
 - 介護保険制度運営事業
 - 高齢者措置等事業
- 施策1-4-3 障害者の地域共生の推進
- 障害者等総合相談・支援事業
 - 障害児等総合相談・生活支援事業
 - 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業
 - 障害者生活支援事業
 - 障害者社会参加・就労支援事業
 - 障害者等手当・医療費助成事業
- 施策1-4-4 住宅・居住環境の整備
- 住宅政策調査事業
 - 高経年住宅等維持・再生事業
 - 住み替え等促進事業
 - 安定居住推進事業
 - 市営住宅等整備・管理活用事業

施策1-4-5 健康づくりの推進

- 健康づくり事業
 - 食育推進事業
 - 歯と口の健康づくり事業
 - 健診・保健指導・検診等推進事業
 - 生活習慣病対策事業
 - 国民健康保険制度運営事業
 - 後期高齢者医療制度運営事業
 - 国民年金制度運営事業
- 施策1-4-6 生活保障と困窮者の自立促進
- 生活保護事業
 - 生活保護自立支援対策事業
 - 生活困窮者等自立支援対策事業
 - ホームレス自立支援対策事業
 - 中国残留邦人生活支援等事業

政策1-5 生命と健康を守る

施策1-5-1 保健医療の推進

- 地域医療対策事業
- 救急医療対策事業
- 救急活動事業
- 感染症対策事業
- 予防接種事業
- がん・難病等支援事業
- 医療・医薬品安全対策事業
- 血液対策事業
- アレルギー疾患対策事業
- 公害健康被害補償等事業
- 生活衛生事業
- 公衆衛生試験検査事業
- 動物愛護事業
- 健康危機事象対策事業

施策1-5-2 市立病院の運営

- 川崎病院の運営
- 井田病院の運営
- 多摩病院の運営管理
- 医療人材の確保・育成及び働き方改革推進事業
- 経営健全化推進事業

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

- 施策2-1-1 子ども・子育て支援の推進
- 保育・幼児教育の提供体制確保事業
 - 保育・幼児教育の質の維持・向上事業
 - 地域子育て支援事業
 - 小児医療費助成事業
 - 子ども・子育てDX推進事業
- 施策2-1-2 子どもが安心できる環境づくり
- 子ども・若者未来応援事業
 - 子どもの居場所づくり推進事業
 - 母子保健指導・相談事業
 - 児童虐待等対策事業
 - 社会的養育推進事業
 - 子どもの権利関連事業
 - 子ども・若者支援推進事業
 - 児童福祉施設等の指導・監査
 - 児童手当支給事業
 - 青少年活動推進事業
 - 青少年教育施設の管理運営事業
 - ひとり親家庭等支援事業
 - 女性支援推進事業
 - 小児慢性特定疾病医療等給付事業
 - 災害遺児等援護事業

政策2-2 未来を担う人材を育成する

- 施策2-2-1 子ども主体の学びの推進
- 探究的な学び推進事業
 - キャリア在り方生き方教育推進事業
 - さめ細かな指導推進事業
 - 教育DX推進事業
 - 高校改革推進事業
- 施策2-2-2 豊かな心とすこやかな体の育成
- 人権尊重・多文化共生教育推進事業
 - 豊かな心を育む体験活動推進事業
 - 体力向上・部活動支援事業
 - 学校安全推進事業
 - 健康給食推進事業
 - 健康教育推進事業
- 施策2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 特別支援教育推進事業
 - 不登校対策推進事業
 - 共生・共育推進事業
 - 児童生徒支援・相談事業
 - 帰国・外国人児童生徒等支援事業
 - 就学等支援事業
- 施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実
- 教職員の人材確保事業
 - 教職員の働き方改革推進事業
 - 学校施設長期保全計画推進事業
 - 学校施設環境改善・維持管理事業
 - 児童生徒数・学級数に基づく教育環境整備事業
 - 教職員の人材育成事業
 - 教育研究団体補助事業
- 施策2-2-5 地域と学校の連携・協働
- 地域とともにある学校づくり推進事業
 - 地域の寺子屋事業
 - 地域教育活動等の推進事業
 - 朝の居場所づくり推進事業
 - 学校施設有効活用事業

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

- 施策3-1-1 脱炭素化の推進
- 脱炭素戦略推進事業
 - 再エネ導入等促進事業
 - 事業者脱炭素化支援事業
 - 市役所脱炭素化推進事業
 - 次世代自動車普及促進事業
 - 環境教育推進事業
 - 環境総合研究所協働推進事業
 - 国際連携環境研究事業
 - 都市環境研究事業
 - 環境功労者表彰事業
- 施策3-1-2 資源循環の推進
- ごみ減量・リサイクル推進事業
 - 資源物・廃棄物収集事業
 - 資源物・廃棄物処理事業
 - 廃棄物処理施設建設事業
 - 循環型社会形成推進事業
 - 廃棄物処理施設等整備事業
 - 産業廃棄物指導・許可事業
 - 余熱利用市民施設運営事業
- 施策3-1-3 地域環境対策の推進
- 大気・水環境保全事業
 - 環境常時監視事業
 - 大気・水質発生源対策事業
 - 環境影響評価事業
 - 地域環境共創推進事業
 - 大気・水環境調査研究事業
 - 悪臭防止対策事業
 - 土壌汚染対策事業
 - 地盤沈下対策事業
 - 化学物質適正管理推進事業
 - 環境化学物質研究事業
 - 騒音振動対策事業
 - 放射線安全推進事業

政策3-2 豊かな自然環境をつくる

- 施策3-2-1 協働・共創によるみどりのまちづくり
- 都市緑化推進事業
 - グリーンコミュニティ推進事業
 - 多摩川施策推進事業
 - 里山管理協働事業
 - 生物多様性推進事業
 - 緑の基本計画推進事業
- 施策3-2-2 公園緑地等の整備
- 公園緑地整備等事業
 - 等々力緑地再編整備事業
 - 公園緑地公民連携推進事業
 - 公園緑地・街路樹維持管理事業
 - 緑地保全管理事業
 - 市営霊園整備事業
 - 公園緑地管理運営事業
 - 河川環境保全整備事業

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

政策4-1 地域経済を活性化する

施策4-1-1 イノベーション創出の推進

- スタートアップ支援事業
- 新川崎・創造のもり推進事業
- 量子イノベーションパーク推進事業
- イノベーション・エコシステム構築推進事業
- サステナビリティ関連事業者支援事業

環境調和型産業振興事業

施策4-1-2 中小企業の競争力強化

- 中小企業経営基盤強化事業
- 産業集積・操業環境保全事業
- 中小企業融資支援事業
- 海外展開促進事業
- 産業支援機関連携事業

産業振興協議会等推進事業

施策4-1-3 観光の振興と商業の活性化

- 誘客・交流促進事業
- 商業振興事業
- 卸売市場機能更新事業
- 競輪開催・競輪場管理運営事業
- 計量検査・管理指導事業
- 卸売市場管理運営事業

施策4-1-4 都市農業の振興

- 農の担い手育成支援事業
- 農業経営・技術向上支援事業
- 農業技術支援センター機能更新事業
- 農環境保全・生産基盤維持管理事業
- 農とのふれあい推進事業

施策4-1-5 働きやすい環境づくり

- 雇用労働対策・就業支援事業
- 勤労者福祉共済事業
- 勤労者福祉対策事業
- 技能奨励事業
- 生活文化会館管理運営事業
- 住宅相談事業

政策4-2 臨海部を活性化する

施策4-2-1 臨海部の産業集積と基盤整備

- カーボンニュートラルコンビナート推進事業
- 殿町国際戦略拠点推進事業
- 大規模土地利用転換推進事業
- 臨海部基盤整備推進事業
- 臨海部産業競争力強化推進事業

施策4-2-2 川崎港の競争力の強化

- 港湾物流促進事業
- 川崎港カーボンニュートラル化推進事業
- 港湾振興事業
- 東扇島・浮島土地造成事業
- 港湾防災事業
- 港湾維持整備事業
- 港湾管理運営事業
- 港湾経営事業

政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

施策4-3-1 都市づくりの推進

- 川崎駅周辺総合整備事業
- 小杉駅周辺地区整備事業
- 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業
- 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業
- 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業
- 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
- 柿生駅周辺地区再開発等事業
- 南武線沿線まちづくり推進事業
- 戸手4丁目北地区まちづくり推進事業
- 都市計画推進事業
- 都市景観形成推進事業
- 地区まちづくり推進事業
- 低未利用地等まちづくり誘導事業
- 市街地開発事業等の支援・指導業務
- まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業
- 建築宅地指導審査業務
- 宅地防災対策事業
- ユニバーサルデザイン推進事業
- 木材利用促進事業

政策4-4 総合的な交通体系を構築する

施策4-4-1 道路・鉄道網の整備

- 広域幹線道路整備促進事業
- 道路整備改良事業
- 渋滞対策事業
- 連続立体交差事業
- 鉄道計画関連事業
- 総合交通計画調査事業
- 道路計画調査事業
- 建設リサイクル・発生土処理事業

施策4-4-2 身近な交通環境の整備

- 地域公共交通推進事業
- コミュニティ交通推進事業
- 自転車活用推進事業
- 駐車場マネジメント推進事業
- 駅施設等交通環境整備事業

施策4-4-3 市バス事業の運営

- 市バス運輸安全マネジメント推進事業
- 市バスサービス推進事業
- 公営交通事業者の意義・役割推進事業
- 市バス経営基盤構築事業

政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

施策4-5-1 スポーツのまちづくり

- 市民スポーツ推進事業
- 地域スポーツ推進事業
- ホームタウンスポーツ推進事業
- 若者文化の発信事業
- スポーツセンター等管理運営事業

施策4-5-2 文化芸術のまちづくり

- 文化芸術活動推進事業
- 美術館等運営事業
- 新たなミュージアム整備推進事業
- 音楽のまち・映像のまち推進事業
- 市民プラザ事業

政策4-6 デジタル技術を活用する

施策4-6-1 デジタル行政サービスの推進

- デジタル化推進事業
- デジタルデバイド対策推進事業
- 情報発信環境整備事業
- データ活用推進事業
- 情報セキュリティ対策推進事業
- 公共施設利用予約システム事業

政策4-7 都市の魅力を発信する

施策4-7-1 戦略的なシティプロモーション

- シティプロモーション推進事業
- 共創推進事業
- 市政情報等広報事業
- 国際施策推進事業
- 交流推進事業
- 国際交流センター管理運営事業

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 協働・連携による地域づくり

- 都市型コミュニティ形成推進事業
- 町内会・自治会活動支援事業
- SDGs施策推進事業
自治推進事業

施策5-1-2 区役所サービスの充実

- 区役所機能向上事業
- 区役所サービス向上事業
- 戸籍住民サービス事業
- 地域課題対応事業(川崎区)
- 地域課題対応事業(幸区)
- 地域課題対応事業(中原区)
- 地域課題対応事業(高津区)
- 地域課題対応事業(宮前区)
- 地域課題対応事業(多摩区)
- 地域課題対応事業(麻生区)
- 区役所等庁舎整備推進事業
住居表示調査等事業
区相談事業

施策5-1-3 生涯学習の推進

- 社会教育振興事業
- 図書館運営事業
- 社会教育施設の環境整備事業
- 家庭教育支援事業
- 文化財保存・活用事業
社会教育関係団体等への支援・連携事業
博物館管理運営事業

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策5-2-1 人権・平和・多様性のまちづくり

- 人権関連事業
- 外国人市民施策推進事業
- 平和館管理運営事業
- 男女共同参画事業
- かわさきパラムーブメント推進事業
同和对策事業
平和意識普及推進事業
男女共同参画センター管理運営事業
人権オンブズパーソン運営事業

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

(2) 「政策体系別の取組」に掲載していない事務事業

■基本政策1

施策番号	事務事業名	取組内容
1-1-1	臨海部・津波防災対策事業	津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。
1-1-3	消防署所の適正配置事業	人口動態、都市構造及び産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築します。
	消防車両等管理事業	消防車両、救急車両、消火・救助活動に必要な資器材等の計画的な更新・維持管理を行います。
	航空隊関係事業	航空隊員の航空消防活動能力向上を図るとともに、消防ヘリコプターの維持管理及び機体更新等に向けた検討を行い、安定した運航体制の確保を推進します。
	査察活動事業	計画的に防火対象物の立入検査を行い、検査項目の適否を確認するとともに、不備事項を認めた場合には是正指導等必要な措置を講じることで、火災を予防し、火災による被害の軽減を図ります。
	危険物施設等規制事業	危険物施設、高圧ガス関係施設等を保有する事業所の安全管理体制の強化を図るとともに、自主保安体制の構築を推進します。
	消防広報事業	各種広報媒体を活用して広報を行い、市民の消防行政への理解を深めます。また、学校及び地域への広報を継続的に実施することにより、将来の地域防災力の担い手を育成します。
	消防音楽隊等活動事業	消防音楽隊とカラーガード隊の演奏・演技を通じ、火災予防の普及啓発をはじめとする市政の広報を幅広く行い、川崎市のイメージアップを推進します。
1-1-4	雨水流出抑制施設指導業務	特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設の設置許可及び雨水流出抑制施設技術指針に基づく施設の設置指導を実施し、水害を防止する取組を進めます。
1-2-2	踏切道改善推進調査事業	踏切事故の危険性を低下させるため、踏切道において、歩行者や車両が安全で安心して通行できるよう、鉄道事業者や関係機関と連携して安全対策や事故防止に関する啓発等を進めます。
1-2-3	私道舗装助成事業	一般の交通の用に供しているものの、用地に関する権利関係が輻輳しているなど、公道とすることが困難な私道の舗装等について、新設及び補修工事、階段補修工事への助成を行い、生活環境の向上を図ります。
	道水路台帳整備事業	道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、道路・河川・水路の土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率化により、適正な管理を推進します。
	占用管理事業	道路・河川の占用物件の許可、駅自由通路等の管理、特殊車両の通行審査などにより、道路等を適正に管理します。
	屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を行います。

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

4 成果指標一覧

- 成果指標は、施策の成果や進捗状況を把握するために設定しており、ここでは、各指標の設定理由や目標値の考え方等を掲載しています。
- これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用し、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-1-1	災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日以上用意している割合 (市民アンケート)	大地震などの大規模な災害に備えるための家庭内で行っている取組で、「食料」、「飲料水」、「携帯トイレ」のすべてを3日以上用意していると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	災害発生直後には行政の支援が十分に行き届かない可能性があることから、災害時の市民生活の安定につながる家庭内備蓄を行う市民の増加が重要であり、家庭内備蓄割合を把握することにより、理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができるため。	19.4% (R7年度)	24.6%以上 (R8年度)	29.7%以上 (R9年度)	34.9%以上 (R10年度)	40.0%以上 (R11年度)	災害時に安心して過ごすためには、家庭内において、飲料水、食料、携帯トイレを備蓄することが重要であるため、家庭内における備蓄の重要性の周知に努め、本市における過去の実績を参考としつつ、備蓄割合の増加をめざす。
	避難所運営会議における訓練を実施している割合 (危機管理本部調べ)	避難所運営会議における訓練実施所数/避難所数(174か所)×100(%)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うことになるため、避難所運営会議において、円滑な避難所運営に向けた訓練が実施されている割合を把握することにより、避難所運営能力の向上に向けた取組の成果を測ることができるため。	94.3% (R6年度)	96.5%以上 (R8年度)	97.7%以上 (R9年度)	98.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、本市では高い水準で避難所運営会議における訓練が実施されているが、地域防災力の更なる向上に向け、すべての避難所で円滑な対応ができるよう、全避難所運営会議における訓練実施をめざす。
	避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数 (健康福祉局調べ)	避難行動要支援者の安否確認や情報の共有、避難支援などについて、本人や家族以外で、協力いただける事業所等の合計数(累計)	災害時に、避難行動要支援者に対する安否確認、安否情報に基づく救出・救助・救護、避難や生活の支援、健康管理、医療や福祉サービスの提供の維持等を行うため、事業者など、共助の担い手を増やし、地域防災力の向上に寄与しているか否かを測るため、設定するもの。	49か所 (R7年度)	65か所以上 (R8年度)	81か所以上 (R9年度)	97か所以上 (R10年度)	113か所以上 (R11年度)	避難行動要支援者への支援を迅速かつ確に行い、災害関連死等を防ぐため、各種の相談機関やサービス利用計画の作成・支援等に関する事業所をはじめ、福祉や医療に係る各関係機関等への働きかけなどを通じ、安否確認、状況把握、行政などへの情報提供等に協力いただける事業所等を増やすこととし、新たな取組であることから、事業所等に対するヒアリングや協議・調整等を経た上で、段階的に増加させていくことをめざす。
1-1-2	沿道建築物の耐震化による通行障害の解消率 (まちづくり局調べ)	建築物が倒壊した場合でも通行可能な距離の合計/円滑な避難と通行を確保するため指定した道路の総延長(144.2km)×100(%)	緊急交通路等は、発災後の迅速な避難や救急活動等の重要な交通路となる役割がある中で、倒壊により緊急交通路等の通行障害となる恐れがある建築物の、耐震化による通行障害の解消率を指標とすることで、取組の成果を測る。	82.8% (R6年度)	83.0%以上 (R8年度)	83.2%以上 (R9年度)	84.0%以上 (R10年度)	84.8%以上 (R11年度)	耐震性の不十分な沿道建築物は、緊急交通路等の道路閉塞を引き起こす要因となるため、首都圏における地震発生に備え、引き続き耐震化を促進することが必要であることから、本市の過去の取組実績を参考としつつ、R11年度の目標値を84.8%以上と設定する。
	住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	耐震性を満たす住宅数/住宅総数×100(%)	首都圏における地震発生に備え、住宅の耐震化による建物倒壊等の被害の減少に資する取組は重要であることから、住宅の耐震化率を指標とすることで、取組の成果を測る。	96.8% (R6年度)	97.2%以上 (R8年度)	97.4%以上 (R9年度)	97.6%以上 (R10年度)	97.8%以上 (R11年度)	住宅の耐震化率は、順調に増加しているが、首都圏における地震発生に備え、引き続き耐震化を促進することが必要であることから、本市の過去の取組実績を参考としつつ、R11年度の目標値を97.8%以上と設定する。
	不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	①1つの出火点から延焼する棟数を火災延焼シミュレーションにより計算 ②①のシミュレーションを地区内の出火の可能性がある建築物すべてで行い焼失棟数の平均値を算出したものが想定焼失棟数 ③R6年度の想定焼失棟数と比較した削減の割合を算出 ※消火活動が行われない場合の火災延焼条件としている	地震発生時の火災延焼リスクが特に高い不燃化重点対策地区において、燃え広がりにくいまちづくりの取組により被害を減少させることが重要であることから、火災による想定焼失棟数の削減割合を指標とすることで、取組の成果を測る。	0% (R6年度)	12%以上 (R8年度)	18%以上 (R9年度)	24%以上 (R10年度)	30%以上 (R11年度)	不燃化重点対策地区において、燃え広がりにくいまちづくりにより、火災で焼失すると想定される棟数を削減する。R6年度から算出方法をより精緻な方法に修正したことから、R6年度を基準とした削減率を目標値とする。本市のこれまでの取組実績を参考としつつ、R11年度に30%以上と設定する。
1-1-3	火災出場における消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間 (消防局調べ)	市内で発生した火災において、現場に最も早く到着した消防ポンプ自動車等(放水活動が可能な消防車両)の出場から現場到着までの平均所要時間	火災においては、発生から放水開始までの時間が延焼に大きく影響を与える。早期に消防ポンプ自動車等が現場に到着し活動を開始することは、被害の軽減につながるものであることから、消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間を指標とすることで、市民が守られていることの成果を測ることができるため。	4.0分 (R6年)	4.5分以内 (R8年)	4.5分以内 (R9年)	4.5分以内 (R10年)	4.5分以内 (R11年)	出場から放水開始までの所要時間が約6.5分を超えるると急激に延焼率が高まることから、消防隊が出場後6.5分以内に放水開始することが延焼防止に有効とされている。また、消防隊が火災現場到着後、放水開始するまでの放水準備時間は平均2分であり、消防ポンプ自動車等の走行に当てられる時間は4.5分となることから、4.5分以内の現場到着をめざす。
	消防団員数の充足率 (消防局調べ)	現員数/条例定員数(1,345人)×100(%)	消防団員の確保は、地域防災力の充実に直結するものであり、消防団員数の充足率を指標とすることで、地域防災力が強化されていることの成果を測ることができるため。	79.6% (R7年4月)	81.4%以上 (R9年4月)	82.3%以上 (R10年4月)	83.2%以上 (R11年4月)	84.2%以上 (R12年4月)	地域防災の担い手である消防団員の確保は、地域防災力の強化につながることから、R7.4.1時点の、特別区及び政令指定都市の消防団員数の充足率の平均値である、84.2%以上をめざす。

5 総合計画と連携する計画

- 総合計画の着実な推進に向け、各局区において必要な事項を定める個別の計画等のうち、主なものを掲載しています。

※ 計画名の「川崎市」や期数、次数等は省略しています。

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区	番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
1	かわさき強靱化計画	1-1-1	危機管理本部	24	かわさきいきいき長寿プラン	1-4-2	健康福祉局
2	効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針	1-1-1	危機管理本部	25	かわさきノーマライゼーションプラン	1-4-3	健康福祉局
3	川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル	1-1-1	危機管理本部	26	住宅基本計画	1-4-4	まちづくり局
4	地域防災計画（各区版含む）	1-1-1	危機管理本部	27	市営住宅等ストック総合活用計画	1-4-4	まちづくり局
5	国民保護計画	1-1-1	危機管理本部	28	空家等対策計画	1-4-4	まちづくり局
6	臨海部防災対策計画	1-1-1	危機管理本部	29	マンション管理適正化推進計画	1-4-4	まちづくり局
7	災害時のトイレ対策方針	1-1-1	危機管理本部	30	高齢者居住安定確保計画	1-4-4	まちづくり局
8	備蓄計画	1-1-1	危機管理本部	31	住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	1-4-4	まちづくり局
9	耐震改修促進計画	1-1-2	まちづくり局	32	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） ・特定健康診査等実施計画	1-4-5	健康福祉局
10	密集市街地における防災まちづくり推進計画	1-1-2	まちづくり局	33	かわさき健康づくり・食育プラン	1-4-5	健康福祉局
11	南武支線沿線まちづくり方針	1-1-2	まちづくり局	34	ホームレス自立支援実施計画	1-4-6	健康福祉局
12	小田周辺戦略エリア整備プログラム	1-1-2	まちづくり局	35	かわさき保健医療プラン	1-5-1	健康福祉局
13	消防署所の整備・維持管理の考え方	1-1-3	消防局	36	アレルギー疾患対策推進方針	1-5-1	健康福祉局
14	河川維持管理計画/同実施計画	1-1-4	建設緑政局	37	感染症予防計画	1-5-1	健康福祉局
15	消費者行政推進計画	1-2-1	経済労働局	38	新型インフルエンザ等対策行動計画	1-5-1	健康福祉局
16	道路維持修繕計画/同実施プログラム	1-2-3	建設緑政局	39	川崎市立病院中期経営計画	1-5-2	病院局
17	橋りょう長寿命化修繕計画/同実施プログラム	1-2-3	建設緑政局	40	川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画	1-5-2	病院局
18	上下水道ビジョン/上下水道事業中期計画	1-3-1	上下水道局	41	病院局4施設保全計画	1-5-2	病院局
19	地域包括ケアシステム推進ビジョン	1-4-1	健康福祉局	42	こども・若者の未来応援プラン	2-1-1	こども未来局
20	地域福祉計画（市/区）	1-4-1	健康福祉局	43	「新たな公立保育所」のあり方基本方針	2-1-1	こども未来局
21	自殺対策総合推進計画	1-4-1	健康福祉局	44	放課後等の子どもの居場所に関する方向性	2-1-2	こども未来局
22	再犯防止推進計画	1-4-1	健康福祉局	45	子どもの権利に関する行動計画	2-1-2	こども未来局
23	高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画	1-4-2	健康福祉局	46	かわさき教育プラン	2-2-1	教育委員会事務局